

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構における  
地球温暖化対策のための計画書

令和 7年 1月

高エネルギー加速器研究機構

環境・地球温暖化・省エネ対策連絡会

# 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構における 地球温暖化対策のための計画書

令和 7年 1月20日

高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という）では、平成19年(2007年)文部科学省から地球温暖化対策に関する計画の策定通知に基づき、事業体としての地球温暖化対策を推進することを目的として、下記の法律に基づき平成20年(2008年)、「地球温暖化対策のための計画書（以下「計画書」という）」を策定した。

- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という）」
- ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という）」
- ・「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）」

初期の計画書（平成20年度）では、省エネ法に基づき温室効果ガス排出削減目標を以下の通り定めた。

『一般建物における温室効果ガス排出量の削減目標を2006年度基準で毎年1%削減』

機構全体としては基準年度や目標値の設定は行わず、温対法や省エネ法に基づき温室効果ガス排出削減を推進してきた。

しかし、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）の中で各国に2020年以降の温室効果ガス削減目標の提出が求められ、政府は以下の約束草案を決定し、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局へ提出した。

『令和12年度（2030年）の温室効果ガス排出量：平成25年度（2013年度）比40%削減  
平成17年度（2005年度）比30%削減』

この状況を踏まえ、平成30年度(2018年度)、機構における計画書を改訂し、温室効果ガス排出削減目標を以下の通り定めた。

『令和12年度（2030年度）において平成17年度（2005年度）比30%削減』

その後、令和3年(2021年)に政府実行計画が閣議決定により改訂され、温室効果ガス排出削減目標が以下の通り定められた。

『令和12年度（2030年度）において平成25年度（2013年度比）50%削減』  
政府実行計画の改訂を受け、機構の計画書についても以下の通り改訂する。

## I. 対象となるキャンパス

本計画は、つくばキャンパス及び東海キャンパスを対象とする。

## II. 対象期間等

本計画は、2030年度までの期間を対象とする。ただし、政府実行計画の見直しの状況や本計画の実施状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

### Ⅲ. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

機構のエネルギー消費量は加速器の運転時間に大きく依存しているが、国内外の共同利用者に研究の場を提供している機関として、加速器の運転時間の確保は重要事項である。

一方、地球温暖化対策を進めるにあたり、温室効果ガスを削減することも大事である。

そこで、温室効果ガス排出削減目標について、加速器の運転時間に影響される機構全体と影響を受けにくい一般需要建物に分けて整理する。

(1) 機構全体から排出される温室効果ガス排出削減目標については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づき、エネルギー消費原単位の5年間平均値を年1%以上削減する

(2) 機構の一般需要建物から排出される温室効果ガス排出削減目標については、2013年度を基準として、総排出量を2030年度までに50%削減する

### Ⅳ. 個別対策に関する目標

#### 1. 太陽光発電の導入

- ① 新築する建築物は、可能な限り太陽光発電設備を設置する。
- ② 保有する既存建築物及び土地については、太陽光発電設備の設置に関して、導入可能性の検討を行う。
- ③ つくばキャンパスにおいてはソーラーカーポートの導入を目指す。

#### 2. 新築建築物のZEB化

今後予定する新增改築事業については、原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新增改築事業の平均でZEB Ready相当となることを目指す。

#### 3. 電動車の購入

公用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新については2030年度までにすべて電動車とする。

#### 4. LED照明の導入

- ① 建築物の新增改築・改修時には、原則としてLED照明を導入する。
- ② 既存照明の更新に関して、一般需要建物については、LED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。
- ③ 既存照明の更新に関して、実験施設などについては、LED照明の導入割合を2030年度までに100%を目指す。

#### 5. 再生可能エネルギー電力の調達

電力の調達にあたっては、二酸化炭素排出係数を考慮し、供給される電力に由来する温室効果ガス排出量を削減するため、再生可能エネルギー電力の調達を検討する。

## V. 措置の内容

### 1. 再生可能エネルギーの最大限に向けた取組

#### (1) 太陽光発電の最大限の導入

保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の方針に基づき太陽光発電設備の設置を検討する。

##### ア. 新築する建築物における設備

新築する建築物は、太陽光発電設備の設置に関して、導入可能性の検討を最大限行う。

##### イ. 保有する既存建築物及び土地における整備

保有する既存建築物についても、太陽光発電設備の設置に関して、導入可能性の検討を行う。

##### ウ. 保有する土地における整備

過去に太陽光発電設備の事業性について調査を行った結果、つくばキャンパスのカーボンニュートラル推進ゾーンを利用した大規模発電設備が適しているとの報告が出たことから、補助金活用の可能性や再度事業性を検証し、本格的な導入を目指す。

### 2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

#### (1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新增改築事業については原則ZEB oriented相当以上とし、2030年度までに新增改築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。

#### (2) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

- ① 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。
- ② 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。
- ③ 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）および国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）の基本方針を踏まえ、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、木質化を促進するものとする。
- ④ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、利用可能である場合には、HFCを使用しない建設資材の利用を促進する。
- ⑤ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。
- ⑥ 電力負荷平準化に資する蓄熱システム等の導入を極力図る。

#### (3) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

- ① 空調設備について、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。

- ② このため、建築物に高効率空調機を可能な限り幅広く導入する。
  - ③ また、冷却性能の低下等の異常が認められた場合、冷媒の漏洩の可能性があるため、速やかに補修その他の必要な措置を講ずる。
- (4) 冷暖房の適切な温度管理
- ① 建築物内における冷暖房温度の適正管理（健康を第一に、温度は柔軟に設定）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。
  - ② コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適切な運用に努める。
- (5) 再生可能エネルギー等の有効利用
- ① 建築物の規模、構造等の制約の下、可能な限り、太陽熱、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを活用した設備を導入する。
  - ② 建築物に太陽熱利用、木質バイオマス燃料を使用する暖房器具やボイラー等を可能な限り幅広く導入する。
  - ③ 建築物の立地する地域において、地域冷暖房等の事業が計画されている場合には、参加するよう図る。
  - ④ 建築物の規模・用途等を検討し、燃料電池を含むコージェネレーションシステム、廃熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を図る。
- (6) 水の有効利用
- ① 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
  - ② 建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
  - ③ 節水トイレの設置を図る。
  - ④ 給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置する。
  - ⑤ 排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。
- (7) その他
- ア. 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施
- ① 建築物の建築等に当たっては支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。
  - ② 出入車輛から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。
  - ③ 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進する。
  - ④ 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。
- イ. 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施
- ① 機構の敷地について「KEK Campus Master Plan 2022」に示されているゾーニング計画、ランドスケープ計画およびパブリックスペース計画等に基づき、植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装や散水の実施に努める。
  - ② 敷地内の環境の適正な維持管理の推進のため、所管地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用を検討し、廃棄物としての排出の削減を図る。休閑地については、緑化に努めるなど適正な維持管理を図り、ごみの不法投棄を防ぐ。
  - ③ 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。

- ④ エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。
- ⑤ 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。
- ⑥ 機構内の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。
- ⑦ 建築物の設計者を選定する際、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）の基本方針に則り、温室効果ガスの排出抑制技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進める。

ウ．施設や機器の効率的な運用に資する整備の導入

- ① 最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発生や一部電力の遮断（防災上必要な部分を除く。）などを行う電力のデマンド監視装置等の導入を図る。
- ② 機器の効率的な運用に資するため、機械室の換気運転の室温に応じた制御を可能とする温度センサーや、空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入を図る。

エ．新しい技術の率直的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出抑制効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率直的導入に努めるものとする。

3．財やサービスの購入・使用に当たっての取組

(1) 電動車の導入

- ① 公用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新については電動車とする。
- ② 公用車の買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進める。

(2) LED照明の導入

- ① 建築物の新增改築・改修時には、原則としてLED照明を導入する。
- ② 既存照明の更新時には、機構全体のLED照明の導入割合を100%とするべく予算確保に努める。

(3) 再生可能エネルギー電力調達の推進

- ① 構築物の規模・構造等の制約の下、可能な限り太陽熱、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの計画的な有効利用を図る。
- ② 建築物に太陽熱利用、木質バイオマス燃料を使用する暖房器具等を可能な限り幅広く導入する。
- ③ 建築物の立地する地域において、地域冷暖房等の事業が計画されている場合には、参加するよう努める。
- ④ 建築物の規模・用途等を検討し、燃料電池を含むコージェネレーションシステム、廃熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を図る。

#### (4) 自動車の効率的利用

##### ア. 公用車等の効率的利用等

- ① 車1台ごとの走行距離を把握し、燃費に関する意識向上に努める。
- ② 待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を奨励する。
- ③ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。
- ④ 気象状況に応じて、カーエアコンの使用自粛や適切な温度設定の励行を図る。
- ⑤ 通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関や自転車の利用を推進する。

##### イ. 公用車の台数の見直し

使用実態を調査し、公用車台数の見直しを行い、適正な運用を図る。

##### ウ. 業務連絡バスの利用

つくばキャンパスと東海キャンパス間の移動、通勤を目的として運行している業務連絡バスについて、さらに利用を促進する。

##### エ. 自転車の活用

構内の移動手段として、自転車の共同利用を一層推進する。

#### (5) 省エネルギー型OA機器等の導入

現に使用しているエネルギー消費の多いパソコン、コピー機等のOA機器及び、電気冷蔵庫等の家電製品等の機器を省エネルギー型のものに極力切り替えることとし、更新に当たって計画的に実施する。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。

さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

#### (6) 用紙類の使用量の削減

- ① コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、適切な単位で把握・管理し、必要最低限の調達に努める。
- ② 会議用資料や事務手続の一層の簡素化による用紙類の削減を図る。
- ③ 各種会議資料類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ④ 両面印刷・両面コピー、集約印刷・集約コピーの徹底を図る。
- ⑤ 内部で使用する各種資料をはじめ、各種会議へ提出する資料等についても特段支障のない限り極力両面を使用する。また、不要となった用紙（ミスコピーや使用済文書等）や使用済み封筒については、可能な限り再使用、再生利用を図る。
- ⑥ ペーパーレス化の拡大による用紙類の削減を図る。
- ⑦ 電子決裁の推進を図る。

#### (7) 再生紙などの再生品や合法木材の活用

##### ア. 再生紙の使用等

- ① コピー用紙、罫線・起案用紙、トイレトペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を進める。
- ② 印刷物については、再生紙の使用に努める。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するように努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

イ. 合法木材、再生品等の活用

- ① 文具類、機器類、制服、作業服等の物品のうち、研究事業目的に支障のない場合は、再生材料から作られたものを使用するよう努める。
- ② 合法性が証明された木材又は間伐材等の温室効果ガス排出量がより少ない木材や再生材料等から作られた製品の使用に努める。

(8) HFC等の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

ア. HFCの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

- ① 冷蔵庫、空調機器の購入、交換及び公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品や、HFCを使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。
- ② エアゾール製品を使用する場合にあっては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

イ. フロン類の排出の抑制

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づいて、点検や機器の更新を行うこと等により、使用時漏洩対策に取り組む。

ウ. 電気機械器具からの六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）の回収・破壊等

電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力SF<sub>6</sub>の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

(9) その他

ア. その他温室効果ガス排出の少ない製品、原材料等の選択

- ① 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前確認を行う。
- ② 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。
- ③ 資源採取から廃棄までの物品ライフサイクル全体についての温室効果ガス排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。
- ④ 購入、使用する燃料について、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、バイオマス燃料、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的に少ないものとする。
- ⑤ 燃焼設備の改修に当たっては、バイオマス燃料、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的により少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図る。
- ⑥ 重油を燃料としている設備の更新に当たっては、可能な場合、重油に比べ温室効果ガスの排出の相対的により少ない燃料に変更する。

イ. 製品等の長期使用等

- ① 容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。
- ② 詰め替え可能な洗剤、文具等の使用を図る。
- ③ 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、業者に対し再使用を促す。
- ④ 機構内の売店等におけるレジ袋の使用や使い捨て容器包装による販売の自粛を呼びかける。



- ⑤ 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。
- ⑥ 研究の推進に支障がない場合は、部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。

ウ. エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

- ① 機構内の自動販売機の設置実態を調査し、エネルギー消費のより少ない機種やオゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネ型機器への変更を促すなど、適正な配置に努める。
- ② 構内の売店等のエネルギー消費の見直しを行い、省エネルギー化を促す。

エ. 購入時の過剰包装の見直し

研究の推進に支障がない場合は、簡略に包装された商品の選択、購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いているものの積極的選択を図る。

オ. メタン（CH<sub>4</sub>）及び一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）の排出の抑制

- ① エネルギー供給設備の適正な運転管理を図る。
- ② 機構から排出される生ごみ等については、極力、直接埋立の方法により処理しないよう、分別や再生利用、適正処理を実施するとともに、環境配慮契約法の基本方針に則り、廃棄物処理業者に処理を委託する。

4. その他の事務・事業にあたっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

ア. 機構におけるエネルギー使用量の抑制等

- ① OA機器、家電製品及び照明については、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
- ② 建築物における冷暖房温度の適正管理（健康を第一に、温度は柔軟に設定）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。
- ③ コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。
- ④ 夏季における執務室での服装について、「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室での服装について「ウォームビズ」を励行する。
- ⑤ 発熱の大きいOA機器類の配置を工夫する。
- ⑥ 昼休みは、業務上特に照明が必要な個所を除き消灯を図る。また、夜間・休日における照明も業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- ⑦ トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。
- ⑧ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底する。
- ⑨ 給湯器へのエコマイザーの導入等ガスコンロ、ガス湯沸器等の給湯機器の効率的使用を極力図る。
- ⑩ 施設規模等に応じてCO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器を可能な限り幅広く導入する。
- ⑪ 冷蔵庫の効率的使用を図る。
- ⑫ 照明の点灯時間の縮減など節電のための取組の管理を徹底する。

#### イ. 機構における節水等の推進

- ① 家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄用水の節水を進める。
- ② 必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置する。
- ③ 水栓には、必要に応じて節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する。
- ④ 水漏れ点検の徹底を図る。
- ⑤ 公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善を極力図る。
- ⑥ 必要に応じ、食器洗い機を導入する。

#### ウ. 実験施設におけるエネルギー使用量の抑制に向けた取組

- ① 超伝導技術を用いた加速器や加速空洞などの実験装置の開発
- ② 実験装置から回収した排熱の再利用（発電や熱源利用など）
- ③ 大型計算機の入れ替えによる単位計算能力当たりの電力消費量の削減
- ④ 実験装置などの省エネルギー型への交換による電力消費量の削減

#### (2) ごみの分別

- ① 分別回収の徹底を図る。
- ② 分別回収ボックスを十分な数で適切に配置を図る。
- ③ 不要になった用紙は、クリップ・ファイル等の器具を外して分別回収するよう努める。

#### (3) 廃棄物の減量

- ① 容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再使用や再生利用を図る。
- ② 研究の推進に支障がない場合、使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ③ シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。
- ④ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑤ 施設の所在する地域で廃棄物の交換の仕組みが設けられており、これに参加できる場合は、廃棄物の交換に積極的に協力する。
- ⑥ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。
- ⑦ 研究の推進に支障がない場合は、物品の在庫管理を出来る限り徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

#### (4) 機構主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ① 機構が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減やごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、パンフレット等に再生紙を使用するなどの取組を可能な限り行う。また、イベントを民間に委託して行う際には、可能な場合にはグリーン電力の活用に努める。

### 5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

#### (1) ワークライフバランスの配慮

計画的な定時退勤の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進等、ウェブ会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、地球温暖化対策に関する研修、講演会等への職員の参加を促す。

## VI. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の実施状況について、毎年度、環境・地球温暖化・省エネ対策連絡会において点検を行う。